

## (1) 産業保健総合支援センターにおける 産業医支援業務の充実強化

労働者健康安全機構理事

大西 洋英

○川上理事長（司会） ここから、シンポジウムの司会は再度、日本産業衛生学会の川上が務めさせていただきます。この後、4名の演者の先生方にご発表を頂くということになっております。お一人30分で発表をお願いしていきまして、進行の関係から、恐縮ですが、時間厳守をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、シンポジウムテーマ、「これからの産業医支援のあり方と具体的取り組み」の中におきまして、まず、第1席の演者といたしまして、「産業保健総合支援センターにおける産業医支援業務の充実強化」について、労働者健康安全機構の大西洋英理事にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○大西理事 川上先生、ご紹介ありがとうございます。労働者健康安全機構で勤労者医療、産業保健を担当しております大西と申します。本日はこのようなお時間を頂きましたこと、医師会の先生方、また、関係各所の皆様に厚く御礼申し上げます。

今日は、先ほど岡山や大宮のご発表のお話があったように、多く医師会、各都道府県、また、地域医師会の先生方に大変なご支援とご協力を頂いております当労働者健康安全機構が全国に設置しております産業保健総合支援センターにおけます産業医の皆様への支援がいかにかできるか、また、しようとしているかという話をさせていただきます。

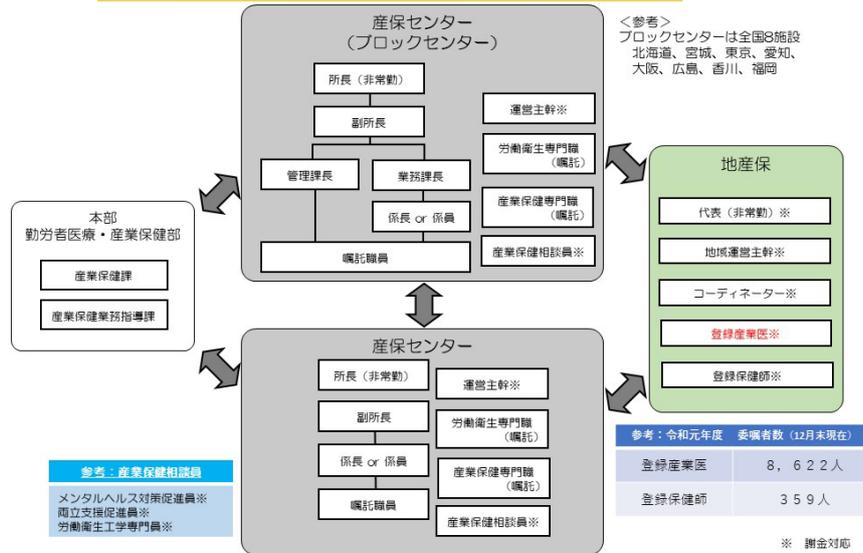
発表に先立ちまして、まず、医師会の先生方、また、今日司会の労を取っていただいております川上先生が理事長を務められる日本産業衛生学会の先生方、また、各関係団体の先生方におかれましては、当機構の全国の労災病院、産業保健総合支援センター、また、労働安全衛生総合研究所やバイオアッセイセンターなどの事業に多大なるご支援とご協力を日々賜っておりますこと、また、このコロナ禍の中におきましても支援を継続して頂いておりますこと、厚く御礼申し上げます。

では、本日のお話でございますが、頂きましたご指示どおり、まずは産業保健総合支援センター——以下産保センターと呼ばさせていただきます——及び、その管轄でございます地域産業保健センター、地産保の組織体制というものを改めてご説明申し上げます。そして、産保センターと地産保の業務、そして、今日の本題でございます産保センターが産業医支援への取り組みとしてどのようなことを現在行っており、また、今後行おうとしているかという点を、最後の産業医ネットワーク構築の試みも含めましてお話をさせていただきます。

まず、全国の産保センター及び地産保の組織体制をお話しさせていただきます。【資料7-1】

【資料7-1】

## 1. 産業保健総合支援センター(産保センター) 地域産業保健センター(地産保)の組織体制



まず、当機構の本部、神奈川県川崎市の武蔵小杉にございますが、この本部におきましては、勤労者医療・産業保健部という私が担当させていただいています部の産業保健課及び産業保健業務指導課が連携をしながら、全都道府県の県庁所在地に1か所ずつ産保センターを設置しております。この産保センターの中で、ここがございますブロックセンターが47都道府県のうちの八つございます。北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡と、この八つのセンターはブロックセンターとして、そのブロックに属する他の都道府県の産保センターの会計業務をも一括して行っており、他の産保センターよりやや人員の配置が手厚くなっております。

資料にもありますように、各産保センターの所長は非常勤でございまして、その多くは都道府県医師会の重鎮の先生方に務めていただいております。まずは、この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、産保センターの運営に対するご助言を頂く運営主幹も、多くは医師会の先生方にご就任いただいております。そして、各産保センターの副所長は、労働局から出向していただいておりますいわゆる労働行政のプロでございます。

そのもとで我々の機構の職員と産業保健相談員の皆さんが働いているわけですが、一番強調したいのは、産業保健相談員も大学の先生や労働衛生コンサルタント、また、各種産業医学会など学会の先生方に委嘱させていただき、この産業保健相談員が産保センターの各種の事業を実際に行っていただく形になっております。例えばこの資料の左下に「参考」と書いてあります産業保健相談員は、メンタルヘルスに長じた大学の先生方や産業カウンセラーの方に「メンタルヘルス対策促進員」をお願いして、産業保健におけるメンタルヘルス対策を促進していただいていますし、今話題の仕事と治療の両立支援に携わる「両立支援促進員」、さらに「労働衛生工学専門員」と三つの分野でご活躍をいただいているところでございます。

そして、この産保センターは各都道府県に1か所ずつでございますが、その産保センター

と連携しながら運営する地域産業保健センター、通称地産保でございますが、これは各都道府県に複数ございます。およそ各都道府県の労働基準監督署の管轄域と同じところに配置されております。従いまして、この地産保の代表は、これこそ多く地域の医師会の重鎮の先生方にお務めいただきまして、その運営に対するアドバイスを頂く地域運営主幹も、先ほど大宮の先生からもお話がございましたが、地域の医師会の先生方に多大なご支援を賜っております。

そして、コーディネーターは、地産保が50人未満の小規模事業場に対する産業医活動を主たる事業の目的としておりますので、その事業場からいろいろな要望、また相談内容などをまとめるために配置しております。そして、このコーディネーターが各地産保に来た相談の依頼などを各登録産業医や登録保健師にお伝えして、登録産業医や登録保健師が各小規模事業場の産業保健を強く促進して下さっております。

登録産業医といいますのは、資料でも赤字にしておりますが、このほとんどが各地区医師会の先生方、クリニック、診療所ご開業の先生方に活動していただいております。本当にこの登録産業医の活動があつてこそ、地産保が成り立っていると言っても過言ではございません。現在、登録産業医は、全国で8622人の先生方に登録していただいております。一方、保健師も359人登録させていただいております。

さて、産保センターの業務内容をご説明申し上げます。【資料7-2】

【資料7-2】

## 2. 産保センターの業務内容

**事業者や産業医をはじめとした産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを実施**

- **産業医をはじめとした産業保健スタッフへの研修**
- **産業保健関係者からの専門的な相談への対応**
- **メンタルヘルス対策の普及促進のための事業場への個別訪問支援**
- **治療と仕事の両立支援  
導入支援、患者(労働者)と企業との個別調整支援など**
- **事業者・労働者に対する啓発セミナー**
- **産業保健に関する情報提供**

産保センターは基本的には各種の事業者や産業医をはじめとした産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを実施しております。具体的には産業医をはじめとした産業保健スタッフへの研修、産業保健関係者からの専門的な相談、そして、メンタルヘルス対策の普及促進のために事業場へ赴いて個別の訪問支援をいたします。そして、治療と仕事の両立支援においては、事業場への両立支援体制の導入を支援しますし、

患者となった労働者から要望があれば、産保センターでは企業と治療する病院との間の調整などを個別に調整する支援をしております。また、事業者、労働者に対する啓発セミナーや産業保健に関する情報提供もしております。

次に、産保センターの下部組織としての地産保業務の内容を改めてお示しします。【資料7-3】

【資料7-3】

## 2. 地産保の業務内容

**労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象に、各種相談対応や産業保健指導などを実施。**

- **登録産業医**による長時間労働者や高ストレス者への面接指導
- 事業者からの健康管理、メンタルヘルスなどに関する相談への**登録産業医**や登録保健師による対応
- **登録産業医**による、健康診断結果に基づく労働者の就業に関する意見や事後措置の事業者への提示
- **登録産業医**や登録保健師が事業所へ個別訪問を行ったうえでの**産業保健指導**の実施
- 事業所への**産業保健情報の提供**

地産保は地域の医師会に運営していただいておりますが、その業務は産業医選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場の労働者、事業者を対象に、各種相談や産業保健指導などを実施することです。資料に書いてあります五つの業務のうち、四つに赤字で「登録産業医」と記してございます。地産保の事業が、登録産業医の先生方をいかにお頼りしているか、皆さんにいかにご活躍いただいているかということを実示しております。登録産業医による、いわゆる長時間労働者や高ストレス者への面接指導は、嘱託産業医がいらっしゃらない事業場で働かれる方々のフォローをしております。また、健康管理やメンタルヘルスに関する事業場からの相談も登録産業医等に対応していただいております。また、これも大きな仕事なのですが、登録産業医による健康診断結果に基づく労働者の就業に関する意見や事後措置の事業者への提示ということで、大きな役割を果たしていただいております。さらに、登録産業医や登録保健師が事業場への個別訪問を行った上での産保指導を行っておりますし、事業場への産業保健情報の提供も行っております。

日本の大企業と小規模事業場を考えると、ご存じのとおり、95%以上はいわゆる小規模事業場になります。そして、日本の労働者の6割が小規模事業場で働いておりますので、いかに地産保における登録産業医の活動が小規模事業場、日本の経済を支える産業保健の軸となっていかなければいけないか、また、軸となって頑張っていただいているかということをごまらず、お集りの皆様に厚く御礼申し上げたいと思います。

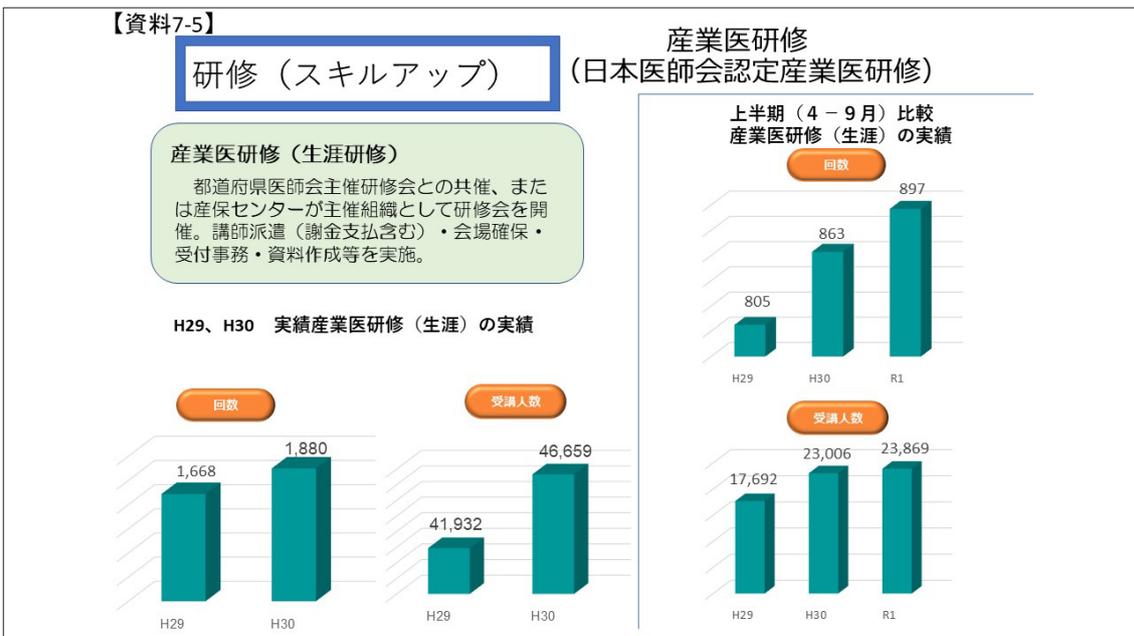
さて、産保センターの業務内容の中で、実際に産業保健スタッフ、産業医の先生方に対

して行っている事業は、この三つになります【資料7-4】。

### 【資料7-4】 3. 産保センターの産業医支援への取り組み

- 産業医をはじめとした産業保健スタッフへの**研修**
- 産業保健関係者からの専門的な**相談**への対応
- 産業保健に関する**情報提供**

まず、研修です。【資料7-5】



日本医師会の認定産業医研修としては、基礎研修と、そして生涯研修、実地研修などがございますが、我々労働者健康安全機構は、日本医師会、都道府県医師会主催研修と共催、または産保センター主催としまして、日本医師会のご支援などを頂しつつ研修を実施しております。実際、生涯研修の回数及び受講人数は、平成29年、平成30年と着実に増えております。そして、このデータを作らせていただきましたときには、まだ令和元年度の上半期しか集計できておりませんでしたので、過去3年間の上半期の実施回数及び受講人数を調べますと、順調にこの3年間、回数、受講人数ともに増えてきております。昨年、令和元年度の上半期には約2万3800名の受講をしていただいております。

次に、相談でございます。【資料 7-6】

【資料7-6】

## 相談（産業医、登録産業医からの相談）

### 産業医、登録産業医からの専門的な相談

- 「産業保健関係者」からの相談対応は、産業保健相談員などが実施

#### 【産業保健相談員】

日本産業衛生学会の指導医、労働衛生コンサルタントである産業医、日本医師会の認定産業医又は日本産業衛生学会の専門医であって産業医として相当の実務経験を有する者など

- 令和元年度からは、地産保の「登録産業医」からの相談対応は、**アドバイザー産業医**が実施

→地産保の産業医及び保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備

8

これは産業医の資格を取ったばかりの先生、または、産業医はしているけれども、実際に事業場のほうで難しい相談を受けたとき、例えば内科の先生——私は消化器内科医で、産業医資格を持っておりますが、さすがに難しいメンタルの相談を受けると、ちょっと困ったなと率直に思うこともございます。このような産業保健関係者からの相談には、産保センターが委嘱している各種専門のプロの産業保健相談員が、対応することができます。産業保健相談員と申しますが、産衛学会の指導医や労働衛生コンサルタント、また、日本医師会の認定産業医もいらっしゃいますので、相当な実務経験を有する、いわゆるエキスパートの方が各分野においての相談を受け付けております。

また一方、先ほどから申し上げます地産保で小規模事業場の産業医として活躍していただいている登録産業医の先生方からの相談は、メンタル分野のプロ、労働衛生のプロに特別な「アドバイザー産業医」というものをご依頼しまして、その先生方にダイレクトに登録産業医が相談できるような体制をつくっております。

例えば、これは福岡産保センターのホームページから拝借してまいりました。【資料 7-7】

【資料7-7】 <参考> 相談のご案内



窓口相談日と専門スタッフの配置

- 相談日は都合により、変更になる場合があります。あらかじめ電話でご確認ください。
- 匿名等のお問い合わせも対応いたします。
- 相談内容等の個人情報については、サイトポリシーに基づき適性に管理します。
- なお、相談は無料で行っています。

お問い合わせ ☎ FAXまたは郵送でのお問い合わせ《PDF》

各産保センターで  
相談を受付

■ 窓口相談日

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 月曜日 | カウンセリング（第1・第3午前）・産業医学（第1午前）          |
| 火曜日 | メンタルヘルス（午前）・労働衛生工学（第2・第4）・保健指導（第3午後） |
| 水曜日 | メンタルヘルス（午前）・労働衛生工学（第1・第3午後）          |
| 木曜日 | 関係法令（第2・第4午前中）・産業医学（15時～17時）         |
| 金曜日 | カウンセリング及びメンタルヘルス（午前）・人間工学（第1・第3）     |

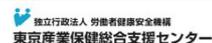
※相談員の都合により相談日が変更になる場合がありますので事前に予約が必要です。

■ 窓口相談日

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 産業医学     | 健康診断の事後処置、職業性疾病の予防対策、職場巡視の方法 |
| 人間工学     | 作業負荷や有害要因が心身に及ぼす悪影響等の減少対策    |
| 労働衛生工学   | 作業環境の改善方法                    |
| メンタルヘルス  | 職場のメンタルヘルスの進め方               |
| 労働衛生関係法令 | 関係法令の解釈                      |
| カウンセリング  | 職場のカウンセリングの進め方               |
| 保健指導     | 勤務形態や生活習慣に配慮した生活指導の方法        |

各産保センターでこのようなホームページから受付しております。この「お問い合わせ」をクリックすればメールで相談できますし、またファクス、郵送でも問い合わせできます。当然電話をかけていただいても構いません。さらに、福岡産保ではこのようなものが窓口で相談できますよというものを曜日によって分けていることを示しております。

これはお膝元、東京でございます。【資料7-8】



TOKYO OCCUPATIONAL HEALTH SUPPORT CENTER

【資料7-8】  
<参考>



相談・お問い合わせについて

相談・お問い合わせ

当センターでは、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健関係者（産業医・産業看護職・衛生管理者・人事労務担当者等）からの産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、FAX、メール等で相談に応じ、解決方法を助言しております。

労働者の方やそのご家族の方は、[こちら](#)をご参照ください。

- メンタルヘルス対策支援のお申し込みはメンタルヘルス対策支援から、
- がんの治療と両立支援に関するご相談・お問い合わせは治療と仕事の両立

- 相談は無料です。
- 相談内容等に関する秘密は厳守致します。
- どの相談員に相談してよいか分からない場合は、センター職員までお問い合わせ
- 担当する相談員は常勤ではありません。勤務日は変更・中止となる場合がある
- 回答までにお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。
- 当センターは医療機関やカウンセリング機関ではありませんので、診療やカウンセリング

相談する際は、  
各産保センターHPで  
確認を！

|   |   |
|---|---|
| <p><b>電話相談</b><br/>Telephone consultation service</p> <p>各分野の相談員が当番制で相談に対応しています。スケジュールをご確認のうえ、お電話ください。</p> <p>相談員スケジュール</p> <p>受付時間 平日13:30～16:30<br/>電話番号 03-5211-4480</p> | <p><b>メール相談・お問い合わせ</b><br/>E-mail consultation service</p> <p>メールでの相談を受け付けています。</p> <p>申込フォーム</p> <p>受付時間 24時間</p>                    |
| <p><b>来所相談</b><br/>Interview consultation service</p> <p>面談による相談を受け付けています。予約制ですので、事前にインターネットがFAXでお申込みください。<br/>※お電話でのお申込みは受け付けておりません。</p> <p>産業保健相談票(PDF)</p> <p>申込フォーム</p> | <p><b>FAX相談</b><br/>FAX consultation service</p> <p>FAXでの相談を受け付けています。</p> <p>産業保健相談票(PDF)</p> <p>受付時間 24時間<br/>FAX番号 03-5211-4485</p> |

東京産保におきましても、このように電話相談、メール相談、来所相談、ファクス相談を受け付けていますよというのをホームページで示しておりますので、今日これを聞いてくださっている先生方におかれましても、必要なときにはご利用いただければと思います。次に、産業保健等に関する情報提供についてお話しさせていただきます。【資料7-9】

【資料7-9】

## 情報提供

# 機構HPにおいて 産業保健に関する情報を発信

独立行政法人  
労働者健康安全機構

文字サイズ 小 中 大    サイト内検索    お問い合わせ

労働者健康安全機構とは    診療事業    職場復帰支援事業    予防医療モデル事業    治療就労再立支援モデル事業    研究事業    産業保健事業    資金援助事業

労働者健康安全機構 > トップページ > 産業保健事業 > 情報の提供

**産業保健事業**

- 産業保健とは
- 職場復帰支援
- ストレスチェック制度サポートダイヤル
- 産業保健関係助成金
- 産業保健の相談
- 研修・セミナーの実施
- 情報の提供**
  - 情報誌「産業保健21」
  - リーフレット・報告書等
  - 各種教材・マニュアル
  - 関係法令等

**情報の提供**

産業保健に関する情報をご提供しております。

情報誌「産業保健21」

リーフレット・報告書等

各種教材・マニュアル

関係法令等

動画

新型インフルエンザ対策

通院時産業保健相談業務

関係機関等リンク

当機構のホームページの情報提供のページに入っていただきますと、このように、一番大きなものとして情報誌「産業保健21」、通称「産保21」と、各種教材・マニュアルというところがございます。例えば情報誌のところをクリックしていただきますと、このような「産業保健21」を年4回発行しております。【資料7-10】

【資料7-10】 情報誌「産業保健21」

年4回発行。234400部/年発行  
各産保センターから送付

## 産業保健21 2021.1 99

### 情報誌「産業保健21」

情報誌『産業保健21』は、産業医をはじめ、保健師・看護師、労働担当者等の労働者の健康確保に携わっている皆様方に、産業保健情報を提供することを目的として、独立行政法人 労働者健康安全機構が発行しています。

御希望の方は、勤務先のある都道府県の各産業保健総合支援センターへお問い合わせください。



産業保健関係者に情報発信  
機構HPでバックナンバーも  
閲覧可能

当機構が、北里大学名誉教授の相澤先生を委員長として、この「産業保健21」の発行の委員会を設けておまして、その委員会が時宜に応じた産業保健の話題を伝えるために、このような「産保21」という雑誌を発行しております。現在、毎年約23万部を発行して、各産保センターから事業場及び産業医や保健師さん、看護師さんなどに送付させていただいているところでございます。バックナンバーも当機構ホームページで無料で閲覧いただけます。

また、平成28年、29年辺りから産業医がストレスチェックを頼まれることになって、負担が非常に大きくなっております。産業医はまずストレスチェックをし、結果を分析して、そして、職場の環境改善に役立てなければいけません。このストレスチェックが非常に大きな課題で、まずは高ストレス者に対する面接をどうしたらいいんだというお悩みを産業医の先生からたくさん頂きましたので、産業医科大学及び日本産業衛生学会からのご協力も頂きまして、このような「面接指導総論」というパワーポイントの資料を我々のホームページにも掲載しております。【資料7-11】

**【資料7-11】** 各種教材・マニュアル

**「産業医のストレスチェック面接指導入門」(2018.4)**  
～高ストレス者に対する面接指導視聴覚教材～

この視聴覚教材は、長時間労働者や高ストレス者に対する産業医の面接指導を適切に実施できるよう開発された支援ツールです。

なお、この視聴覚教材は、「面接指導版 嘸託産業医のためのストレスチェック実務Q&A」(2016年 公益財団法人産業医学振興財団 発行)を参考に制作したものです。

■教材一覧

(1) 研修講師用

[ア 面接指導総論 研修講師用](#)

イ 面接指導具体例1

[\(ア\) 具体例1 面接指導場面スライドショー \(再生時間:約13分58秒\)](#)

[\(イ\) 具体例1 講師解説用スライド](#)

ウ 面接指導具体例2

[\(ア\) 具体例2 面接指導場面スライドショー \(再生時間:約12分03秒\)](#)

[\(イ\) 具体例2 講師解説用スライド](#)

(2) 自習用

[ア 面接指導総論 自習用 \(再生時間:約15分15秒\)](#)

[イ 面接指導具体例1 自習用 \(再生時間:約27分35秒\)](#)

[ウ 面接指導具体例2 自習用 \(再生時間:約27分48秒\)](#)



**面接指導総論**

● 面接指導を行うにあたって知っておきたい基本事項 ●

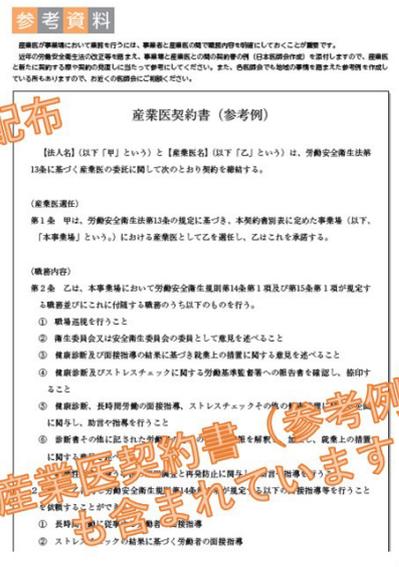
**総論でご説明すること**

1. 臨床における診察との違い
2. 個々の面接指導対象者(相談者)に応じた柔軟な対応の必要性
3. 知っておくべき基本事項

*教材などもあります*

また、総論の中で自習用の動画のほうも見ていただければ、高ストレス者に対する面接指導というのはどうすればいいんだということが非常に分かりやすく解説されています。ぜひとも産業医の先生方にはご利用いただければと思います。

さらに、産業医が活躍するには、特に小規模事業場で活躍するには、事業場が産業医とは何かを知らなければ始まりません。率直に申しますと、「産業医って何」という小規模事業場はまだ多いのが現実です。実際私もとあるところで、産業医の認定証のコピーを広げておりましたらその人から、「先生、産業医なんですね。じゃあ、私の産業医になってください」というような言葉をかけられました。「いやいや、君の会社と僕は契約していないから、産業医はできないよ」と伝えましたが、実際にはそういう状況でございます。ですから、産業医の先生に活躍していただくには、事業場に産業医とは何たるものか、そして、産業医の先生にお願いするとどれだけ良いことがあるのか、どういうことが事業場のためになって、事業場にとっての財産である従業員を守れるのか、勤労者を守れるのかということ、産業医をいかに活用したら良いかということ、を、「産業医ができること」というパンフレットを作って各事業場に周知しております。【資料7-12】



このパンフレットは、昨年日本医師会が松本吉郎先生をはじめ産業医会の委員会で非常にご苦労なさっておまとめになりました、産業医契約書の参考例やテンプレートなども付けておりますので、こういう形で産業医の先生と契約すれば、事業場にとってもいいことがあるよとお知らせしております。

そして、もう一つ、ストレスチェックの問題は、先ほど申しましたように、ストレスチェックをした方がいいが、そこから、職場環境改善まで持ってくるにはどうしたらいいのかというのが、産業医にとっての大きな課題です。これにつきましては、日本産業衛生学会の理事長をお務めの川上先生に産衛学会の先生方、また、日本医師会の先生方の英知を結集していただきまして、ここに出しております、「これからはじめる職場環境改善～スタートのための手引き～」というものを発行いたしました。【資料7-13】

これも無料で配布しておりますし、また、ホームページでクリックして全て印刷できます。これを応用して、メンタルヘルス促進会議を会社で行う場合には、研修用のパワーポイント並びに、このパワーポイントを使って講習をする産業医の先生方向けのガイドなどもホームページに掲載しておりますので、ぜひともこのようなもので少しでも日々の産業医活動にご活用いただければと思います。

【資料7-13】 各種教材・マニュアル

これからはじめる職場環境改善～スタートのための手引～研修の教材

本テキストは、職場環境改善をこれから始めようと思っているストレスチェックの実施から集団分析、職場環境改善をスタートするまでの具体的な手順に従って、その実施方法を説明するものです。

■教材一覧

- ・これからはじめる職場環境改善～スタートのための手引～（テキスト）
- ・講義用パワーポイント
- ・講師向けガイド



このように、産業医の先生方に少しでもその活動を行いやすくしていただくようにさまざまな工夫をしてきたつもりでございますが、ここで少々異なる側面の話をごさせていただけます。何はなくともまずお金がないと産業医活動ができないという事情が企業側にはございます。そこで、産業医との契約が義務でない小規模事業場が産業医の先生とご契約したときに、その代金を助成しますよという制度を当機構が設けております。【資料7-14】

【資料7-14】 **活動支援**（小規模事業場産業医活動助成金）

小規模事業場（労働者数50人未満）の事業者の皆さまへ

**健康で活力ある職場づくりのために  
小規模事業場産業医活動助成金  
産業医コース・保健師コース  
直接健康相談環境整備コース  
が皆さまを応援します！**

**小規模事業場**（労働者数50人未満の事業場）では、産業医の要件を備えた医師等に労働者の健康管理を行わせることが努力義務となっています。  
※その他厚生労働法令で定める者、労働者の健康管理等を行うに必要の知識を有する保健師（労働安全衛生規則第15条の2）

**小規模事業場産業医活動助成金活用のポイント**

**小規模事業場が産業医等と契約<sup>①</sup>して産業医活動等を実施した場合、助成金（最大60万円）が受けられます**

**ポイント① 産業医・保健師と契約しましょう**  
産業医・保健師と、産業医（保健師）活動の実施について契約してください。  
※産業医は平成29年度以降、保健師は平成30年度以降の契約が対象です。

**ポイント② 産業医（保健師）活動を実施しましょう**  
活動内容は、事業場のニーズに応じて産業医・保健師と相談し、契約・依頼します。契約した産業医（保健師）活動を実際に行いましょう。

**ポイント③ 直接健康相談環境整備コースは上乗せ助成**  
産業医（保健師）活動は、6か月当たり10万円を上限に2回限り、直接健康相談環境整備コースは6か月連続で10万円を2回限りの助成です。

助成金の仕組み・手続きをくわしく確認 ▶ [動画へ](#)

厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構

助成金を受け取るまでの手続き

産業医コース・保健師コース  
① 契約に基づいた産業医（保健師）活動の実施

(A) 6か月 (B) 6か月

② 助成金の申請

③ 助成金の受領

A期間分の助成金申請（1回目）  
B期間分の助成金申請（2回目）  
※申請は一律事業場に提出することで  
＝契約最大20万円

※産業医・保健師との契約毎に助成対象となりますので、最大40万円が支給されます。

直接健康相談環境整備コース

(A) 6か月 (B) 6か月

医師又は保健師に直接健康相談できる仕組みの実施について契約

＝一律10万円支給 ＋ 一律10万円支給 ＝最大20万円

産業医・保健師は、幅広く労働者の健康管理に関する活動を行います。

- 健康診断結果に関する見解（医師のみ）
- 職場の選任
- 衛生委員会への出席
- 長時間労働者の面接指導（医師のみ）
- ストレスチェックの実施及び事後フォロー
- 休養・復職支援
- メンタルヘルス等日常の健康相談
- 健康講話、健康教育

事業場において強化したい分野を選んで、活動を継続すると良いでしょう。

助成金の詳しい内容は、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。  
<https://www.johas.go.jp>

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの産業保健総合支援センターでお受けしています。

**0570-783046**

ナヤミヨロウ

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

資料にありますリーフレットを産保センターを通じて各種事業場にも配布しておりますので、もし先生方に小規模事業場、50人未満のところからこのようなお話がありましたら、ぜひとも助成金を活用していただければと思います。

以上が、産業医の先生方に対する我々産保センターの支援お話でございます。

続いて、産保センターにおいて、産業医のネットワークというものを構築する取り組み

をモデル的に行っておりますので、それをご紹介します。【資料 7-15】

#### 【資料7-15】 4. 産保センターの産業医ネットワーク構築の取り組み

##### 目的

地域における嘱託産業医の資質向上や登録産業医の協力体制の強化を目的に、モデルとして希望する8センターで実施し、全国展開に当たっての基礎資料とするため

##### 実施期間

平成30年度から3年間程度

##### 実施産業保健総合支援センター

石川、長野、静岡、大阪、愛媛、福岡、佐賀、熊本

石川、長野、静岡、大阪等の八つのセンターにおきまして、地域の産業医の先生方が困ったことをお互い相談できる体制や、また、不慣れな初心者の産業医の先生方のスキルアップのための研修をするモデル事業をしております。

例えばこれは熊本県のモデル事業でございます。【資料 7-16】

#### 【資料7-16】 モデル事業

【参考：モデル事業（例：熊本産業保健総合支援センター）】

熊本県内における産業医の資質向上、登録産業医の協力体制強化などを目的に、行政、医師会等と連携し産業医及び事業場向けの実態調査、研修の実施。

研修例 令和元年度 産業医科大学と連携した  
「産業医のための速効集中型研修会」の実施

| 対象者       | 産業医資格を持ち日常は臨床をしている開業医、産業医の経験がない又は希望する医師 |   |
|-----------|---|---|
| 日         | 時間                                      | テーマ   |
| 9月28日（土）  | 15：00～18：00                             | 健康診断結果の判定と事後措置への対応                          |
| 9月29日（日）  | 9：00～12：00<br>13：00～16：00               | 有意義な職場巡視にするためのポイント<br>過重労働対策と長時間労働者に対する面接指導 |
| 10月12日（土） | 15：00～18：00                             | メンタルヘルスに係る法規類の理解<br>-ストレスチェック制度を中心に-        |
| 10月13日（日） | 9：00～12：00<br>13：00～16：00               | メンタルヘルス不調者への対応<br>治療と仕事の両立支援の進め方            |

対象といたしましては、産業医になったばかりの産業医の先生の資質向上、または登録産業医の協力体制の強化などを目的とし、行政、医師会などとも連携して調査、研修を実施しておりますが、特に産業医大の先生方のご協力を頂きまして、産業医資格を持ちながら産業医経験の少ない先生方を対象に、このような集中したセミナーを行っております。

これは大阪でのモデル事業でございます。【資料 7-17】

## 【資料7-17】モデル事業

経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みが相談できるよう、地域の産業医の人的交流を構築するためのモデル事業を実施。

【参考：モデル事業（例：大阪産業保健総合支援センター）】

産業医自身が職場巡視に当たり、講師等から問題点としてただ言われたことを確認するだけの研修ではなく、参加者全員で**実際に企業の職場巡視を行い**、その職場の問題点や見るべきポイントを産業医自身が探す力を養うこと、また、参加した嘱託産業医が意見交換できる環境づくりを目的に全4回で研修を実施。



大阪で非常に活発に嘱託産業医活動をなさっている先生が、実際に自分が職場巡視に行くときに、まだ不慣れな産業医の先生方を数人引き連れて、実際にその現場を見せ、そこで問題点を抽出し、巡視が終わった後に、問題点や見るべきポイントを探す力を養うために意見交換をするといった内容です。これは大阪では今、年4回やっております、非常に盛況でございます。一度ならず2回、3回と受講される方が多いと伺っております。

そして、最後になりますが6分ぐらいの動画をご覧くださいと思います。いかに産保センター事業、地産保事業というものが職場で活用されているか、どんな感想を持たれているかをまとめた動画でございます。

以上になります。

○川上理事長（司会） 大西先生、どうもありがとうございました。労働者健康安全機構、それから支援センター、地産保との連携が、これから行われる都道府県、郡市医師会の産業医の組織化において非常に大事な鍵になることが十分よく分かるご説明だったと思います。特に機構の方は産業医のスキルアップや相談だけではなく、事業者への啓発活動や支援もされているので、こういうところでさらに広いネットワークをつくって、産業医の活動が支援できるのではないかという感じを強く受けました。本当にありがとうございました。